

沼津市富士海岸地区における津波対策の方針

令和2年3月
静岡県・沼津市

目次

- 1 はじめに
- 2 基本方針
- 3 沼津市富士海岸地区における津波対策の方針【結論】

1. はじめに

地元町内会や関係機関・団体等の代表者で組織した「沼津市津波対策地区協議会」では、利害の異なる関係者間で話し合いを重ねることで、お互いに理解しあい、地区として最良であると考えられる津波対策を「津波対策基本方針案」として取りまとめることとしました。

静岡県及び沼津市は、この基本方針案を尊重し、地区の実情を踏まえた総合的な津波対策の方針を作成することとしました。

2. 基本方針

沼津市富士海岸地区における津波対策基本方針

静岡県地震・津波対策アクションプラン2013において、津波から一人でも多くの命をまもるため、津波対策として「津波を防ぐ」・「津波から逃げる」・「津波に備える」ことを柱に行うこととしております。

つきましては、地域の特性を踏まえた最もふさわしい基本方針をまとめました。

既存施設の高さが必要堤防高さを満足しているため新たな施設整備や既存施設のかさ上げは、地域の状況を鑑み、当分の間、行わないものとします。

なお、静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、上記基本方針案についても、適宜見直します。

3 沼津市富士海岸地区における津波対策の方針【結論】

静岡県と沼津市は、富士海岸地区の津波対策の方針を策定しました。

1) 津波に対する施設整備について

沼津市富士海岸地区の防潮堤は、最大クラス（レベル2）の津波に対しても高さが確保されていることから既存施設を活用することとします。

2) 避難について

既存の施設によって津波による浸水が想定されていないため、新たに沼津市津波対策計画は策定しない。

3) その他

静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、この方針についても適宜見直すこととします。